



平成29年6月8日版

- 中小企業等経営強化法 - 経営力向上計画 策定の手引き

目 次

1. 経営力向上計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・・・P.1
- (3) 制度活用の流れ・・・P.2
- (4) 中小企業者等の範囲・・・P.3

2. 手続き方法

- (1) 経営力向上計画の策定・P.3
申請様式の記載方法
- (2) 経営力向上計画の申請・P.6
- (3) 変更申請・・・P.7

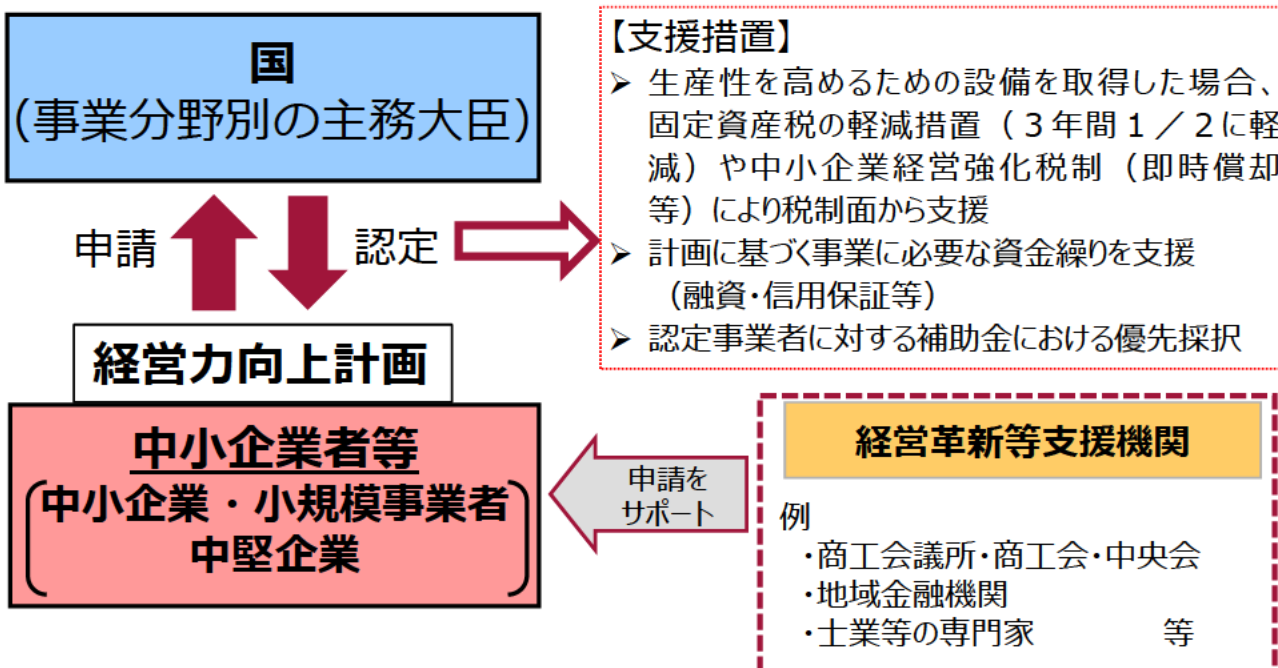
3. ホームページ・問い合わせ先・・・P.8

1. 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】申請書様式は2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）をご用意

○税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

○金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

※支援措置について、詳しくは別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

1. 経営力向上計画の概要

(3) 制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

税制措置を受けたい場合

- ・適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- ・税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等が必要です。

金融支援を受けたい場合

- ・適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- ・金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。

→各支援措置の要件や適用手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご確認下さい。

2. 経営力向上計画の策定

- ① 「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認
<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>
- ② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認
 - ・「事業分野別指針」が策定されている事業分野（業種）については、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。
 - ・「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。
 - ・「事業分野別指針」「基本方針」は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>
- ③ 事業分野別指針（または基本方針）を踏まえて経営力向上計画の策定（記載方法はP. 3～）

3. 経営力向上計画の申請・認定

- ① 各事業分野の主務大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出（申請先はP. 6）
- ② 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約30日かかります。複数省庁にまたがる場合は約45日）

4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

- ・税制措置・金融支援を受け、経営力向上のための取組を実行

2. 手続き方法 (1) 経営力向上計画の策定

(4) 中小企業者等の範囲

○認定を受けられる「中小企業者等」の定義（中小企業等経営強化法第2条第2項）

		・会社または個人事業主 ・医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）	・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
資本金	右欄の上下どちらかで判断	10億円以下	
従業員数		2,000人以下	2,000人以下

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、経営力向上計画の認定を受けることができます。

（注）税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」を必ずご確認ください。

申請様式の記載方法

経営力向上計画申請書の入手方法

➤ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第3項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

- <宛名>は、経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。
- 業を所管する省庁が複数ある場合は連名としてください。

- <申請者名>は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

- 認定申請書の提出の際に、（備考）及び（記載要領）は必要ありません。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等
事業者の氏名又は名称 株式会社METI
代表者名(事業者が法人の場合) 代表取締役 中小 太郎
資本金又は出資の額 2000万円
常時使用する従業員の数 100人
法人番号 XXXXXXXXXX

2 事業分野と事業分野別指針名
事業分野 24 金属製品製造業
2451 アルミニウム・同合金ブ
レス製品製造業
器・複合部品製造業
事業分野別指針名 製造業に係る経営力向上に
関する指針

3 実施時期
平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

4 現状認識

① 自社の事業概要	金属板の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。
② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	従来は板金パーツの加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立て業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心に30社程度であり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。 当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能継承が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るものの低価格・短納期での製造を行っている。
③ 自社の経営状況	売上は27年度5,300,000千円、28年度5,420,000千円と増加している一方で営業利益については27年度85,000千円、28年度80,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応できていないこと、②熟練工員が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性((営業利益+人件費+減価償却費)/労働者数)が低くなっていると考えられる。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状(数値)	B 計画終了時の目標(数値)	伸び率((B-A)/A)(%)
労働生産性	6,930 千円	7,000 千円	1%

<1 名称等>

- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

<2 事業分野と事業分野別指針名>

- 「事業分野」欄は、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類と細分類コードと項目名を記載して下さい。複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。
- 「事業分野別指針名」欄は、計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

<3 実施時期>

- 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。
- 計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします。(8. 経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。)

<4 現状認識>

- ①欄は、自社の事業等について記載してください。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記してください。
- ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。
- ③欄は、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

<5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標>

- 事業分野別指針を基に、指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載して下さい。
- 基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。

【指標の計算について】

労働生産性＝(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

- なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい。
- 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

6 経営力向上の内容

事業分野別指針の該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア ハ(2)	【暗黙知の形式化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。	
イ イ(1)	【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の高専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。	
ウ ホ(1)	【設備投資】主要取引先A社と共同で新規商品開発を行い、A社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種(一機種3台)をパンチ・レーザ複合マシンへ(一機種2台)と更新する。この機種は、旧機種では対応できなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。	○

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア・イ	技術指導員人件費・採用費用	自己資金	10,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	25,000

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1 ウ	H29.5	国・国A・国B	パンチ・レーザ複合マシン/METI001	●●県××市
2 ウ	H29.8	国・国A・国B	生産管理システム/SME002	●●県××市
3 ウ	H29.10	国・国A・国B	検査装置/SME003	●●県××市

設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	証明書等の文書番号等
1 機械装置	5,000	2	10,000	123456
2 ソフトウェア	5,000	1	5,000	20170523 中生投第○号
3 器具備品	10,000	1	10,000	20170523 中生投第○号

設備等の種類別	設備等の種類	数量	金額(千円)
小計	機械装置	2	10,000
	器具備品	1	10,000
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
	ソフトウェア	1	5,000
合計		4	25,000

- 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載して下さい。
- ※ ①②両方を添付している場合は、両方の番号を記載して下さい(固定資産税特例と国税B類型の利用を想定している場合)。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

＜6 経営力向上の内容＞

- 「事業分野別指針の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載する必要はありません。
- 「実施事項」欄は、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。
- 「新事業活動への該当」欄は、新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供など)となる取組に該当する場合には○を付けてください。

＜7 経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法＞

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号(ア～エ)を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

＜8 経営力向上設備等の種類＞

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置(固定資産税特例、国税A類型、国税B類型)に○を付けて下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地(都道府県名・市区町村名)を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。

2. 手続き方法 ②経営力向上計画の申請

申請書類

- ① 申請書（原本）
- ② 申請書（写し）
- ③ チェックシート
- ④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

税制措置を受ける場合

1. 固定資産税の軽減措置（※）・経営強化税制A類型の税制措置
上記①～④に加え以下の書類
⑤工業会等による証明書（写し）
※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑥⑦も必要です。
⑥リース見積書（写し）
⑦リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）
2. 経営強化税制B類型の税制措置
上記①～④に加え以下の書類
⑧投資計画の確認申請書（写し）
⑨経済産業局の確認書（写し）

事業分野と申請先

事業分野ごとの申請先については、以下のURLをご確認ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170407jiigyouteisyutu.pdf>
（中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 事業分野と提出先）

申請方法

申請方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。
また、経済産業省が窓口の場合は、電子申請が可能です。
電子申請を活用される方は、下記URLをご確認ください。

<http://qq1q.biz/uRiM>

※電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内
（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定されます。

2. 手続き方法 ③変更申請

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

 経営強化法 | 検索 

2. 手続き方法 ④変更申請提出書類

申請書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 経営力向上計画（変更後）
（認定を受けた経営力向上計画を修正する形でご作成ください。
変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いて
ください（記載例参照））
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧経営力向上計画認定書の写し
- ⑤ 旧経営力向上計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください（記載
例参照））
- ⑥ 申請書等（①～②）の写し
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
- ⑧ 変更申請用チェックシート

税制措置を受ける場合

1. 固定資産税の軽減措置（※）・経営強化税制A類型の税制措置

上記①～⑧に加え以下の書類

⑨工業会等による証明書（写し）

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑩⑪も必要です。

⑩リース見積書（写し）

⑪リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）

2. 経営強化税制B類型の税制措置

上記①～⑧に加え以下の書類

⑫投資計画の確認申請書（写し）

⑬経済産業局の確認書（写し）

3. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

（中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援）

<問い合わせ先>

○経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口）

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL: 03-3501-5808（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）